

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 6 年 1 0 月 1 7 日 (木)	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	1 0 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分	
閉 会	1 0 月 1 7 日 午 前 1 1 時 3 0 分	
教 育 長	戸 ヶ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸 ヶ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出席者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長	
	金澤教育総務課長、河西学務課長、杉森教育政策室担当課長	
	鎌田生涯学習課長、高屋生涯学習課課長	
書 記	教育総務課総務担当 我妻副主幹	
傍 聴 人	1 名	

会議の経過及び結果

教育長

先月は、パリ・オリンピックでの、グッドルーザー（good loser）の心揺さぶる言葉と、「ペーシング」という対応についてお話ししました。今回は、パラリンピックについて触れたいと思います。

「最年少記録は二度と作れないが、最年長記録は作れる」。3年前にこの場でも紹介した名言ですが、自転車ロードレースで連覇を果たした杉浦佳子選手は、20代のライバル勢をねじ伏せ、日本の最年長金メダル記録を53歳に伸ばしました。「このために生まれてきたと再確認できた」。車いすテニス男子シングルスを種目最年少で制した小田凱人選手。18歳とは思えません。車いすラグビーやゴールボール男子の金メダルで障害者スポーツの認知度がさらに高まりました。

個人的に特に印象に残ったのは、競泳男子 50メートル自由形（視覚障害 S11）で東京パラリンピックに続き、パリ大会で金メダルを獲得した「全盲のスイマー」の木村敬一選手（33）です。先天性の疾患により2歳で視力を失いました。彼は、「ないものではなく手にしているものを考え、境涯を恨むことも嘆くこともせず、両手、両足があるので、不幸ではないと思っている」と語っています。

長い人生で様々な困難の壁を前にしたとき、それを「乗り越える」という生き方もあれば、「乗り越えない」という生き方もある、と木村選手の言葉は教えてくれているように思います。自分は急に変われない。周りの環境が自分に合わせて変わってくれるわけでもない。それでも、自分がどうありたいかという生き方は選べる。そのための居場所もどこかにある。子供も周りの大人も、急ぐことなく答えを探してほしい。パリで戦うパラ選手たちの姿は、悩み、傷つく子供たちにとってのよき道しるべとなるのではないかと。「僕は自分の人生が好きで、ずっと、この物語の主人公でいたい」。これも木村選手の言葉です。

以前も触れましたが、「パラリンピックの父」として有名な医師の

	<p>ルードヴィッヒ・グットマン博士は、リハビリテーションにおけるスポーツの導入は、残された体の機能を向上させて回復を早めるだけではなく、自尊心を養い、社会とのつながりまで生み出す可能性があるとの考えから、障害者のスポーツ大会を提唱しました。スポーツを取り入れたリハビリテーションは、多くの患者を短期間で社会復帰させ、余命も大きく延ばすことに成功し、次のような有名な言葉を残しました。「失われたものを数えるな。残されたものを最大限に生かせ」</p> <p>また、新幹線を作った伝説のエンジニアで、「新幹線の父」と言われる島秀雄氏は、次のように述べています。「できないと言うより、できると言う方がやさしい。なぜならできないと言うためには、方法論の全てをできないと証明しなければならない。しかし、できる言うためには、数々ある方法の中からたった一つだけ、できると証明すればいいからである。「できない理由」ばかり探す日々を過ごしている私自身が肝に銘じておきたいと思っています。</p>
教育長	<p>それでは、ただ今から、令和6年第10回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	了承
教育長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各委員	署名
教育長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、個人情報、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件及び人事案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告第3号 就学支援委員会委員について</p>

	議案第 22 号 一般会計・特別会計 教育委員会関係 12 月補正予算
各 委 員	(異議なし)
教 育 長	それでは「報告第 3 号及び議案第 22 号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	では、「教育委員提案」について御報告いたします。 浜田委員から御提案のありました「教育委員提案①産育休の現状について」、説明願います。
説 明 員	<p>それでは、浜田委員から御提案のありました本市の教職員の「産育休の現状について」説明いたします。</p> <p>はじめに現状として、直近 3 年間の教職員の産育休の取得状況です。本市の教職員数は、小中学校併せて約 650 名のところ、そのうち 1 割近い 40～50 名程度が、毎年産休ないし育休を取得しております。そのうち括弧内が男性の育休取得者数です。3 年間の推移をみると、コロナ禍が明けて増加傾向です。また、市内の教職員の平均年齢は、小学校で 38, 39 歳、中学校で約 37 歳となっており、産育休をとっている教員の平均年齢をみると 33, 34 歳となっております。第一子でいうと採用から 6～7 年目、ちょうど経験人事で他市町から異動したタイミングという方が多いと感じています。</p> <p>次に出産及び育児に係る、休暇等の埼玉県の制度を説明いたします。具体的な休暇等の制度の例として、出産前と出産後の育児休業、職場に復帰後に係る休暇等の制度に分けて紹介いたします。</p> <p>まず、出産前に取得できる主な休暇として、出産休暇、妊娠障害休暇があります。黄色で塗りつぶしているこれらのものについては、臨時的任用教員を代員として配置することが可能な休暇等です。</p> <p>その他にも、通院や通勤に関する休暇、男性の出産補助に関する休暇等があります。基本的には休暇は本人の請求により与えられるものでありますが、産後休暇 8 週間については、労働基準法により使用者</p>

が与えなければならないものと定められています。

次に、産後休暇を終えた後の育児休業の制度です。育児休業は、子供が3歳に達する日までの間取得が可能な休業であり、近年の制度の改定により、2回まで取得ができるようになりました。また、男性も同様に休暇を取得できます。男性の場合には、産後休暇がないので、制度上は出産日からの取得が可能となっています。

続いて、育児をしながら職場復帰する際の支援制度です。まず育児短時間勤務の制度では、対象の子が小学校に就学するまで、このような勤務形態で勤務することが可能です。この場合、残りの部分については、臨時的任用教員を任期付き短時間勤務職員として配置することが可能です。

その他、子の保育園等の送り迎えのために、勤務時間の前後で取れる育児休暇や部分休業を活用して働くことも可能です。

様々な休暇等の制度があり、近年内容拡充のための変更があることから、毎年県教委から、このような「育児・介護の支援ガイドブック」が出され、この中に支援制度の説明や活用の際のタイムテーブルなどが示されています。管理職を通じて、全教職員に周知するほか、事務職員の研修会で学務課から内容を説明する機会などを設けています。

このように支援制度の内容としては、民間企業等と比較すると充実した制度と思われます。休暇を取得できるよう管理職が本人に周知することや、周囲が理解して協力できる環境を整えることが必要です。一方で、子供の登校している時間に勤務し、子供の教育をつかさどるという業務の特性上、柔軟な勤務の仕方等には難しさがないわけではありません。

また、3/5 や週の半分を勤務する時短勤務の制度もありますが、その勤務体系で担任をもつことに保護者等の理解を得るのが現時点では難しいといった実態もあります。さらに、年度途中の代替教員が見つかって、着任当日から本務者と同じ業務を行わなければいけない

	<p>ことや、新卒者の代替教員に本務者のように指導教員を付けられる制度はなく、現在の定数では、それを補う教員が必ずしも配置できないという実態があります。</p> <p>そのような中、本市では産育休の代員だけで、毎年 50 名程度の臨任を確保しています。全国的な教職員不足の中、加配教員も含めると 100 名程度の臨時的任用教員を 4 月に確保するために、毎年苦心しています。今年度も、年度当初においては、全ての学校で欠員無くスタートできましたが、年度の途中で、産休や病休等となった場合に、代員がなかなか見つからない状況です。</p> <p>臨時的任用教員確保のため、本市の教育の魅力を伝えるリーフレットを作成しました。今後、HP 等に掲載したり、臨任採用の面接時に配布したりするなど、採用に向けて活用していきたいと考えています。また、昨年度もこの場で紹介させていただきましたが、本市独自にペーパーティーチャーに向けた免許状活用説明会を開きました。90 名程度の参加が有り、実際に任用につながった例もあります。今年度も実施を計画中です。埼玉県でも同様にペーパーティーチャーセミナーを開催しています。</p> <p>その他、大学に誘致のための案内を送付したり説明会を開いたりといったことも行っておりますが、本市独自の教員確保の取り組みとして教員を志望する民間企業等の経験者を研修し、学校現場へ派遣する Teach For Japan との連携では、毎年 1～2 名の教員を派遣していただき任用しています。また、大学との連携による教員養成のプログラムで、大学生をインターンとして学校に派遣するなど、学生のうちから戸田市の教育を経験してもらい、本市の教育の魅力に触れる取り組みも実施しています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>いくつかお聞きしたいことがあります。</p>

	<p>一点目は、産休・育休を取得される方が多いということでしたが、妊娠・出産を機に産休・育休を取得せずに退職される方はいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>二点目は、育児短時間勤務の制度が充実していてよいと思ったのですが、実際に利用されている方はいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>また最後に、臨時的任用教員の場合、新卒の年度当初からであっても指導教員や初任者研修の制度がないというのが、もちろん教員本人も不安だと思いますし、教えられる子供も不安があると思うので、ぜひ改善していただけたらと思います。</p>
説明員	<p>まず、一点目の妊娠・出産を機に退職する教員がいるかについて、過去にいなかったわけではありませんが、産休・育休を取得して、その後復職する職員がほとんどです。</p> <p>次に、二点目の育児短時間勤務について、今年度は小学校で2名の教員が利用しています。また、部分休業や育児休暇を活用して、例えば、30分遅く出勤する、1時間早く退勤するという教員は多くおります。</p> <p>最後に、臨時的任用教員の指導教員や初任者研修の制度がないことについて、戸田市独自で研修を実施したり、県でも研修をしたりしていますが、どうしても正規の教員と比較すると差が生まれてしまうので、今後も県に定数の改善も含めて働きかけていきたいと思っています。</p>
委員	ありがとうございます。
教育長	<p>産育休の取得というのは当然の権利であり、取得できるように管理職が本人に周知することや、周囲が理解して協力できる環境を整えることが必要です。</p> <p>資料 11 ページにあるような戸田市独自の取り組みをして教員数の確保に努めています。ペーパーティーチャーセミナーを実施して、昨年の実績はどの位あったのですか。</p>

説明員	<p>実際に教員としての採用に繋がった方は1名です。学校に興味を持っていただいて、少しでも支援したいという方は他にも数名います。</p>
説明員	<p>基本的に県でも年1回、臨時的任用教員に対して集合型の研修をしています。</p> <p>ただ、それだけではサポートが足りないので、戸田市独自で学務課ではメンタルや状況を把握するための面談、教育政策室では学校経営アドバイザーが定期的にワンオンワンの授業支援をしています。これらは戸田市独自でやっています。以前は、全部校内でやらなくてははいけませんでした。戸田市の臨時的任用教員へのケアは他の自治体に比べると手厚いかと思います。</p> <p>また、校内で初任者研修をやるときに臨時的任用教員にも声をかけて一緒にスキルアップをする機会をつくるなどの工夫もしています。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>非常に制度が整備されている気はしましたが、制度を利用するときには周りの雰囲気、理解度、いわば産休・育休に対する文化的理解というか、環境が整備されないとなかなか取りづらい、周りの人も認めにくい気がします。誰かが産休・育休を取得する際に、臨時的任用教員や代わりになってくれる人が、多くいてくださるとよいと思います。</p> <p>その中で、先ほど、教育長がおっしゃった Teach For Japan は教員の免許はいらないのですよね。</p>
教育長	<p>Teach For Japan と連携した取組は当初は、特別免許を与えて教壇に立てるようにしようという構想がありましたがなかなか実現できていません。これまでも戸田市で教壇に立っている方は教員免許がある人たちです。</p>
委員	<p>免許のあるなしに関わらず、何か一つの経験を積んだ方を学校に招くというのは、これからは絶対に必要だと思いますし、戸田市がこういった取り組みをやっているのは、素晴らしいことだと思います。</p>

	<p>海外では専門職大学院というものがあって、その中の一つに教職大学院があります。日本の教職大学院とは少し違い、一定の社会における経験を積んだ人を、もう一回先生として呼び返そうというものです。</p> <p>通常の教員免許に代わる形で特別免許を発行することは、教育界にとって活性化には繋がる気がするので、ぜひ、独自の取り組みをもっと増やしていただければと思います。</p>
教育長	<p>おっしゃる通りで、一言でいえば、入職ルートの多様化が必要です。教員養成大学や一般の大学を出て教職免許を取るだけでなく、社会で何か経験を積んだ方が教壇に立てるような柔軟な仕組みを作るべきだと思います。</p> <p>これだけ教育の問題が多様化している中で、さまざまな専門的スキルをもった人が教壇に立って、子供たちに専門的な見地から教えるという仕組みを作らないといけないので、積極的に多様な人材が入ってくるようにしていくべきと考えています。</p>
委員	<p>出産・育児への支援体制は、法的にもかなり充実していますが、やはり、人が足りていません。人はいないのに制度はある、これはかなり矛盾していて、この状況を解決するためにも、国レベルで、学校にある程度の余剰人員を配置していただくなどの仕組みづくりが必要と感じました</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>臨時的任用教職員の確保について、大学を卒業して教員免許を持っている方や教職を離れた方もたくさんいると伺ったので、個人情報もあり難しいと思うのですが、県で免許を持っている方のバンクみたいなものができて、そういう方宛に何かアピールやセミナーを実施し、興味を持っていただく方が増えて、そういう方を採用できたらよいと</p>

	思いました。
教育長	ありがとうございました。
委員	以前に比べて男性教員が育休を取得することが増えているのですか。
説明員	<p>あくまで資料に示したのは、年度の当初から育休を通年で取っている男性教員の人数となっています。</p> <p>男性教員の場合は1ヶ月間や3ヶ月間の育休を取得するケースが多く、そういった方は以前に比べて増えています。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、長道委員から御提案のありました「教育委員提案②スクールロイヤーについて（今後の方向性や活用方法等）」、説明願います。</p>
説明員	<p>続いて長道委員から御提案のありました「スクールロイヤーについて」御説明いたします。</p> <p>最初に13ページ、スクールロイヤーは、近年増加している虐待やいじめ、過剰な保護者トラブル等に学校や教育委員会が対応するために誕生しました。トラブル発生前やトラブルが発生した初期段階から速やかな問題解決に向けて御支援いただき、いわゆる自治体の顧問弁護士のような役割を担っています。文部科学省が平成31年に実施した調査では約76%の自治体が弁護士の必要性を感じていると回答しています。</p> <p>14ページの、実際の活用例ということで①助言・アドバイザー業務といった基本的な相談対応から、②代理・保護者との面談への同席といったような実際にトラブルが発生した際に、学校の交渉の窓口になるケースもあります。それから③教職員への研修では、いじめの対応を含めて、学校としての法的な対応について研修をしていたり、④児</p>

童生徒に対する法教育等の出前授業では子供たちにもいじめや消費者教育等の出前授業ということで行っていたりします。

15 ページは、全国的なスクールロイヤーの配置状況をまとめたものです。こちらは直近の調査ですが、現在、都道府県指定都市では約 8 割の自治体はそのスクールロイヤーを設置している状況です。一方で市町村だと、約 1 割程度の配置にとどまっています。ただ、米印の部分にあるように市町村には自治体の顧問弁護士がいるため、その弁護士が対応するケースが多いというのが現状です。

次に 16 ページ、今年の 3 月に日本弁護士連合会と文部科学省が共同でスクールロイヤーのさらなる促進に向けてということで意見書を出しております。上から 2 つ目の部分で、「助言・アドバイザー業務及び代理人業務の双方の必要性に鑑み、手引き等において、専ら助言・アドバイザー業務を担う弁護士と、学校や教育委員会の代理人となり得る弁護士が、事案に応じて適切に対応できるよう体制の構築方法及び具体的な運用方法を明記すべき」とあるように、助言・アドバイザー業務にかかわらず、重大な事態と考える場合には学校側の代理人としてスクールロイヤーが保護者と直接交渉する方向性が打ち出されました。

これを受け、令和 6 年 3 月 28 日付けで文部科学省が通知を出し、スクールロイヤーによる「助言・アドバイザー業務」及び「代理・保護者との面談への同席等」の双方の業務内容を含む法務相談体制の整備方法及び具体的な運用方法について、今後、整理を進めること、各教育委員会においても、双方の業務の重要性に鑑みて、事案に応じて適切に対応できる体制の整備等について検討することとし、今後、重大な事案についてスクールロイヤーが学校や教育委員会の代理人として直接交渉をすることを促すような方向性が国の方でも検討されている状況です。

次に、17 ページ、本市のスクールロイヤーの活動状況を御説明します。本市では、令和 2 年 4 月から弁護士にスクールロイヤーを依頼し

	<p>ています。戸田市ではスクールロイヤーではなく、教育委員会ロイヤーという言葉を使用し、具体的な個別の事案に限らず、教育委員会の中の様々な施策についても法的な観点からアドバイスをいただいております。</p> <p>次に 18 ページ、学校における研修の様子について御紹介できればと思います。弁護士には市内全校で教員に対してロイヤー研修を実施していただいております。具体的な内容としましては、「教育的思考」と「法的思考」の違いを理解し、法的視点にたって対応する場合の考え方等について解説、実際のいじめや保護者とのトラブル等の事例を題材とした事例研修を行っていただいております。</p> <p>最後に、本市における今後の方針について、教育委員会ロイヤーによる助言・アドバイスをいただく機会が依然として限定的なため、今後は、事例を用いて学校に対してより一層、ロイヤーの周知をしていきたいと考えています。学校の代理人として保護者と対応することについては、国の方で「体制の整備方法及び具体的な運用方法について、今後、整理を進める」とされていることから、国の動きを注視しつつ、本市においても弁護士と相談しつつ検討していく予定です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>戸田市は令和 2 年の 4 月から教育委員会ロイヤーを置いているということですが、やはり校長先生にとって相談できる体制があるのは、かなり安心材料になると思います。また、教員に対しても研修をやられているということで、学校全体で法的な観点に基づいた指導や対応ができるようになるのではないかと思います。</p> <p>また、教育委員会としてはアドバイザリーボードなど色々な面で協力いただいております、教育委員会としても教育委員会ロイヤーがいるだけで安心材料になるので、全国的に見て早い段階で置いていただいたというのは本当にありがたいことだと思いました。</p> <p>資料 15 ページで「都道府県・指定都市では 8 割がスクールロイヤー</p>

	<p>一を配置しているが、中核市を含む市町村では1割程度の配置にとどまっている」とありますが、戸田市の予算措置がどうなっているのかが気になりました。</p>
説明員	<p>予算措置は教育政策室で行っております。場合によっては学務課の案件を相談する場合がありますが、支出については教育政策室が行っています。</p>
委員	<p>年間の契約ではなく、その都度で謝金を支払っているのでしょうか。</p>
説明員	<p>回数で支払います。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>本市でお願いしている弁護士のように教育について深い知見がある弁護士は本当に少ないです。先ほどのお話にありましたとおり、他の自治体は顧問弁護士で対応しているということでしたが、教育に関しては専門外の方もたくさんいるわけですね。本市の教育委員会ロイヤーは教育学博士課程も取得中であり、教育に関する造詣が深いので、大学の教育学部でも教鞭をとられている方です。また、その他にも資料17ページの一番下にあるように教育委員会ロイヤー以外にもそれぞれ専門的な知識や経験を持つ弁護士の方に御尽力、御助言をいただいています。</p>
委員	<p>ある学校では全ての会議にスクールロイヤーが参加します。</p> <p>トラブルや訴訟問題が発生した時だけでなく、何か決断をする時にも必ずスクールロイヤーからの意見をもらいます。スクールロイヤーがいることによって安心して、議論ができます。</p> <p>全ての学校でスクールロイヤーを雇うのは非常に難しいので、戸田市が行っているような教育委員会ロイヤーを設置するのは非常に重要だと思います。苦情やトラブルがあったときに先生方が対応するというのは時間的にも知識的にも難しいところがありますから、やはり</p>

	<p>スクールロイヤーがいて気軽に相談できるというのは、非常に心強い です。いずれにせよ、学校の先生は法律分野に対しては専門家でない という認識を持った方がよいと思います。</p>
教 育 長	<p>ちなみに大学には必ず顧問弁護士がいますよね。</p>
委 員	<p>必ずいます。</p>
教 育 長	<p>大学によっては訴訟を起こされることも多いですよね。</p>
委 員	<p>そうですね。内部通報があったときにも、顧問弁護士に対応してい ただいています。</p>
教 育 長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>先日、岐阜市の教育委員会に視察に行った際に、岐阜市が様々な組 織を作って、いじめ対策に力を入れていることを知りました。</p> <p>いじめが発生した際に大切なのは初期対応であり、教師もそういう 意識を持つことが重要だと思います。ぜひ教育委員会ロイヤーからも 研修等をとおして教員に意識づけをしていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>わかりました。いじめ案件については、第三者機関である戸田市い じめ問題調査委員会の委員に弁護士の方がいて、専門的な見地から対 応いただいているので、引き続き協力をお願いしたいと考えていま す。</p>
委 員	<p>都道府県では 83%、弁護士に相談できる体制があるということですが、市町村では 11.3%とあり、体制が整っていない市町村の人たちは 県の弁護士に相談できるという考えでよいのでしょうか。</p>
説 明 員	<p>資料 15 ページの米印部分にあります。基本的には市町村も自治 体の顧問弁護士に相談をすることになります。</p> <p>ただ、教育長が言うように、自治体の顧問弁護士の方は、どうして も教育的観点の知識が豊富にあるとは限らないので、本市のような教 育に関する知見のある弁護士が必要であると考えます。</p>

<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは以上を持ちまして教育委員提案を終了いたします。</p> <p>続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして6件の報告がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度第2回奨学資金貸付内訳について ② 中学校部活動関東・全国大会の結果について ③ 就学支援委員会委員について【秘密会】 ④ 「子ども大学とだ」の実施報告について ⑤ 令和6年度人権教育指導者研修会の開催について ⑥ その他 <p>資料 No.2 に基づいて、秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項①「令和6年度第2回奨学資金貸付内訳について」御報告いたします。</p> <p>奨学資金貸付につきましては、年に2回、3月と9月にそれぞれ4月からの奨学生・10月からの奨学生を募集しております。</p> <p>今回、令和6年度第2回として9月に募集を行ったところ、1人の申請があり貸付が決定いたしました。なお、奨学資金は10月からの貸付となります。</p> <p>また、今年度第1回の決定者は、16人となっておりますので、今年度は、合計で17人の貸付となります。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項②「中学校部活動関東・全国大会の結果について」御報告いたします。</p>

	<p>まず、全国大会出場は、戸田中のボート部の女子舵手付きクォドルブル、女子シングルスカルと新曽中の下段、体操の団体総合と女子3m飛板飛び込みです。</p> <p>関東大会としては、戸田東中陸上と新曽中の体操女子団体総合と個人総合、笹目中の水泳男子個人です。</p> <p>オリンピックに出た新曽中卒業生の岸里奈さんに続いて、全国で活躍するとだっ子がさらに増えることを期待しております。</p> <p>なお、中学校3年生はこれで部活動が終わり、2年生を中心とした新たな活動がスタートしています。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項④「子ども大学とだ」の実施報告について」御報告いたします。</p> <p>資料4ページを御覧ください。今年度の「子ども大学とだ」は、新曽公民館を会場に、全4回、定員30人に対し、49人の応募があり、抽選により29人の子供たちが参加しました。全体を通した感想としては、「知らなかったことが学べて楽しかった」「ほかの学校の人と仲良くなれた」「大学の講義をまた受けてみたい」など子供たちの満足度も高く、子供たちの笑顔や会話を通じて担当した職員もパワーをもらいました。</p> <p>資料5ページを御覧ください。1日目の「体験 公民館のホールのお仕事」では、新曽公民館のホールで子供たちが実際に照明や舞台袖の音響操作などを行い、ホールで開催するイベント運営の舞台裏を学びました。舞台では、演者役の子供たちがカラオケを歌いました。観客は保護者の方々です。学校も学年も違う子供たちが力を合わせて頑張り、素晴らしいステージとなりました。</p> <p>資料6ページを御覧ください。2日目の「美術のお話と美術作品体験」では、埼玉県立近代美術館の職員を講師に招き、様々な形の椅子の紹介やミニチュア椅子の工作などを行い、美術作品の奥深さを学び</p>

	<p>ました。</p> <p>資料7 ページを御覧ください。3 日目の「中央図書館、郷土博物館バックヤードツアー」では、中央図書館地下にある書庫や多くの資料が保管してある郷土博物館の収蔵庫など、普段なかなか立ち入ることができない場所を職員の解説付きで見学し、施設の裏側を学びました。</p> <p>資料8 ページからは、最終日の「青山学院大学キャンパス訪問」の様子です。青山学院大学の青山キャンパスを訪問し、大学教授による講義「小学生から知っておきたい身長と運動能力を伸ばす方法」では実技を通して体の動かし方を学び、さらにパイプオルガン演奏の鑑賞や大学生ボランティアとまわるキャンパス見学、学食体験などを実施し、充実した1日を過ごしました。</p> <p>普段の学校での授業とは違った講義や体験、大学生との交流など、子供たちにとっては学びの楽しさを感じ、将来を考えるきっかけにもなったのではないかと考えております。</p> <p>今後もより魅力的な内容の「子ども大学とだ」を開催し、子供たちの学習意欲の向上に努めてまいります。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項⑤「令和6年度人権教育指導者研修会の開催について」御報告いたします。</p> <p>今年度の研修会は、11月1日から18日までの間で、4回実施いたします。</p> <p>1回目は、「暮らしの中の人権」と題して、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 持田 倫武（もちだ のりたけ）様を講師にお招きし、開催いたします。</p> <p>2回目は、「インターネットによる人権侵害」と題して、株式会社情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘（さとう よしひろ）様を講師にお招きし、開催いたします。</p>

	<p>3 回目は、「不登校と人権」と題して、認定 NPO 法人 カタリバ オンライン・子ども家庭支援ドメインディレクター 瀬川 知孝（せがわ ともたか）様を講師にお招きし、開催いたします。</p> <p>4 回目は、「犯罪被害者の人権～あなたに知ってほしいこと～」と題して、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 犯罪被害相談員 井上 菜保美（いのうえ なおみ）様と 福島 智美（ふくしま ともみ）様を講師にお招きし、開催いたします。</p> <p>不登校と人権やインターネットによる人権侵害など、現代的な人権課題にもスポットを当てて実施いたします。会場は、文化会館 304 会議室、時間は午後 2 時からでございます。</p> <p>今回も、会場受講に加えて、すべての講座でオンデマンド配信を実施いたします。</p>
教 育 長	報告事項⑥「その他」について、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし。
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	まず、報告事項①令和 6 年度第 2 回奨学資金貸付内訳について、いかがでしょうか。
委 員	こちらの奨学金はいつから返済が始まり、何年間で返済するのか教えてください。
説 明 員	返済は学校卒業後 6 ヶ月間据え置いてから開始となりますので、ほとんどの場合、卒業した年の 10 月からになります。最長 10 年間で均等の月払いで返済いただいています。
委 員	利息はつかないのですか。
説 明 員	はい、利息はつきません。

<p>教育長</p>	<p>他には、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは報告事項②中学校部活動関東・全国大会の結果について、いかがでしょうか。</p> <p>何か課長から補足はありませんか。</p>
<p>説明員</p>	<p>部活動は活動方針を定めて、活動時間を制限している中で子供たちがよく頑張っていると思います。</p> <p>また、本市の場合、ボート部等は地域の方に教えていただきながら活動できている状況です。まさに学校だけでなく地域を巻き込んだのクラブ活動改革を進めることを願っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にはよろしいですか。</p> <p>それでは報告事項の④番「子ども大学とだ」の実施報告について、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>子供たちも楽しそうで内容的にはとてもよいと思うのですが、募集人数は30人が限界でしょうか。応募者が49人いて、抽選で人数がしぼられているところがすごく残念に思いました。</p>
<p>説明員</p>	<p>抽選をして、落選の通知を出すことはすごく心苦しいですが、4日目の青山学院大学訪問にバスで行く関係で、どうしても応募者多数の場合は落選者がでてしまうというのが現状です。</p>
<p>教育長</p>	<p>様々な課題はあると思いますが、できるだけ多くの子供に体験させてあげてください。他にはいかがでしょうか。</p> <p>それでは最後の報告事項⑤令和6年度人権教育指導者研修会の開催について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは次に、議案第23号彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料は12ページでございます。</p>

	<p>センターの開館時間については、戸田市立郷土博物館条例施行規則第4条の規定に基づき、午前10時から午後4時30分までとなっておりますが、日没時間を考慮の上、11月23日（土・祝）から12月28日（土）までの間、彩湖と夕焼けで映える山並みの景色が楽しめる期間にあたることから、例年通り、開館時間を15分延長して、5階展望室及び展望広場、1階玄関までの通路の利用を認めるものでございます。</p> <p>資料の写真のとおり、天候がよければ、夕焼けが美しく御覧いただけるものでございます。</p> <p>センターの開館時間は、「教育委員会が必要と認めた場合」は変更できる旨規定されていることから、開館時間の変更についてお諮りするものでございます。</p>
教育長	議案第23号彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について御審議をお願いいたします。
教育長	では議案の通り議決するという事で決定をしたいと思っております。
事務局	<p>以上で、「議案第23号」が終わりました。</p> <p>では議案第23号は提案内容とおりに議決することで御異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第23号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	それでは次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事務局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、11月21日（木）午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教育長	次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりよろし

	いでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし。
教育長	委員の皆様から次回以降の教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委員	<p>先日、視察で岐阜市に行かせていただき、岐阜市の教育委員の方に、「保護者の教育に対する理解や認識はどうですか」と伺ったときに、担任の先生から日々教えてもらっているというような返答がありました。</p> <p>戸田市でも学校だよりや広報等で教育については発信してくださっていると思うのですが、やはり今、以前まであった学級通信のようなものがなくなっている状態で、保護者としては子供が学校でどう過ごしているかがわからない状況です。</p> <p>先生によっては、Google Classroom で日々の連絡とともに、一言学校の様子を伝えてくださることもあり、それがあるとないとでは保護者の学校への協力体制や先生に対する信頼が変わってくるのかなと思います。手間が増えてしまうのですが、少しでも学級の様子を伝えてくださる方法があればと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。こちらは教育政策室から御報告させていただきます。教育委員から提案があったということで、学級単位の情報発信を何か行っているか、学校の方に聞いておいてください。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委員	先日の総合教育会議で若い世代が戸田市に移住してくるが、ある程度子供が育つと、他の自治体に転出してしまおうという話があっ

	<p>たかと思います。戸田市に残ってもらうためには、教育に対する援助を充実させることが非常に有効だと考えています。</p> <p>改めて就学支援の内容について確認させていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>こちらは学務課から御報告させていただきます。ありがとうございました。</p>
委 員	<p>今、市内で様々な学校が増改築工事をしていますが、教室が足りなくなったり、逆に少し教室が余ったりしているという話も聞きました。</p> <p>人口動態や児童・生徒の移動推移を見計らった上で、学校の設備を準備していると思うのですが、市と教育委員会がどのような予測をして、増改築工事のプランニングをしているのか教えていただきたいです。</p> <p>特に小学校の場合は1年生から6年間同じ学校に行く子供がいるわけですから、長期的には、どのように予測を立てて、どのような方針で増改築工事を決定しているのかを教えていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>こちらは教育総務課と学務課で御報告をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>最近学校へ行くと、外国人児童・生徒の数が増えてきている気がします。</p> <p>外国人児童・生徒について二点程質問があり、一点目はどの国から入学や転入してきているのかということ。</p> <p>二点目は、日本語指導やその子供たちに対応する際に学校が困っている点や改善して欲しい点があれば教えていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>こちらは学務課と教育政策室で御報告をお願いしたいと思います。その他全体ではよろしいですか。</p>

	<p>以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。</p>
	令和6年11月21日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記